

議第116号

令和8年度滋賀県琵琶湖流域下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和8年度滋賀県の琵琶湖流域下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為の追加は、次のとおりとする。

事 項	期 間	限 度 額
琵琶湖流域下水道湖西処理区汚水汚泥処理包括的維持管理および改築更新計画策定業務	令和9年度から 令和19年度まで	10,256,000千円

上記の議案を提出する。

令和8年9月17日

滋賀県知事 三 日 月 大 造